1940年代後半のハワイにおける華僑の言語継承運動 ――外国語教育の権利をめぐって――

The Language Preservation Movement of Chinese Immigrants in Hawaii in the late 1940s: The Right to a Foreign Language Education

中野 克彦 Katsuhiko Nakano

大阪学院大学 非常勤講師

Osaka Gakuin University/ Lecturer (part-time)

Abstract: This work examines how the overseas Chinese community in Hawaii in the late 1940s attempted to pass on the Chinese language to future generations. Since the early 20th century, Chinese immigrants had established and operated Chinese language schools in Hawaii. During World War II, however, the Territorial Legislature and Territorial Government of Hawaii enacted laws that made operating foreign language schools, including Chinese language schools, virtually impossible. After the war, Chinese immigrants filed a lawsuit to reopen foreign language schools. As a result, the foreign language schools were allowed to reopen. What strategies did the Chinese immigrants use? And what was the significance of that lawsuit? Based on an examination of these topics, this work discusses how "the right to a foreign language education" has been established in the multicultural society of Hawaii.

Key words: the overseas Chinese community in Hawaii, Chinese language schools, An Act Regulating the Teaching of Foreign Languages to Children, the right to a foreign language education, the due process clause of the Fifth Amendment

1. はじめに

1-1 本稿の目的

本稿は華僑学校¹の関係者を中心に、1940年代後半にハワイの華僑によって展開された言語継承運動をテーマとしている。ハワイでは20世紀初頭に代表的な華僑学校が設立された。それ以来、華僑学校は、華僑社会と主流社会との関係性、華僑社会内の変容(世代交替とそれにともなうアメリカ的生活様式への適応)といった諸要因に影響を受けながらも、中国語と中華文化の継承を重要な使命として発展した。

しかしながら第二次世界大戦が勃発し、華僑学校にとって致命的ともいえる問題が浮上した。

1943年、ハワイ準州議会の審議を経て、外国語教育を規制する法律が成立したのである。この法律は、対日戦争という状況ゆえに日本語学校を標的としたものと考えられたが、内容的には一律に外国語学校に規制を課すものとなっており、結果として華僑学校も対象に含まれ中国語授業が中断させられた。これにより、華僑児童の中国語学習の機会が大幅に制限されることになった。

1945年に戦争が終結した後も外国語学校に対する法的規制が継続され、華僑学校の再開の目途が立たないという状況が続いた。そのため華僑社会のリーダー層は、1947年に華僑学校等を原告として、準州当局を相手取り、法律の差止めを求める民事訴訟をおこした(以降、外国語学校規制法裁判と表記する)。注目されるのは裁判に向けた運動を進める中で、当初から政治主義等の相違により異なる歴史を経てきた華僑学校、華僑知識人、華商の間で、協力関係が形成され、華僑社会としての意見が集約されていったことである。

本稿では、①華僑学校の設立・発展に対する華僑知識人と華商の貢献について纏め、②第二次世界大戦後の外国語学校規制法裁判のために、華僑学校、華僑知識人、華商の間でどのような協力関係が作られたかを明らかにし、③彼らの間で外国語学校での教育の権利についての主張がどのように集約され裁判で展開されたのか、そしてこの訴訟そのものが持つ意義は何であったかを論じる。

なお本稿では華僑学校の具体的事例については、紙幅の関係で中山学校と明倫学校の2校に 焦点を置き、他の学校の状況に関しては別稿で検討することとする。

1-2 本稿の分析対象となる資料

外国語学校規制法裁判に言及した華僑研究における先行研究として、ハワイ華僑の言語保持の歴史を広範な記録をもとに論じたLai(2000a, 2000b, 2001, 2004, 2006)が挙げられる。また、抗戦期のハワイ華僑の動態と関連して華文学校(華僑学校)の歴史を取り上げ、外国語学校の法的制限の影響に言及した菊池(2018)などが重要である。それらの先行研究に対し本稿では、言語継承運動という観点から、上述の問題意識をもとに、外国語教育の権利をめぐる華僑の運動を中心に分析を行なう。

本稿で用いる文献として、陳匡民(1950)『美洲華僑通鑑』(紐約美洲華僑文化社)が挙げられる。南北アメリカ大陸の華僑社会の各種情報を網羅したデータブックである。上下冊に分かれており、上冊には「アメリカの部」と「ハワイの部」が収められている。「ハワイの部」には、ハワイの地理経済、華僑史、華僑団体の沿革、代表的華僑の紹介、そして外国語学校規制法裁判の経緯を纏めた記事が掲載されている(本稿ではこれ以降、『美洲華僑通鑑』と表記がある場合、厳密には同書上冊253~399頁の「ハワイの部」の記事を指す)。「ハワイの部」は、陳匡民の依頼により、ハワイ有力華僑によって構成された編集委員会が編纂したものである²⁾。

外国語学校規制法裁判の資料として、林伉新 (1950) 『檀山華僑辦理外語校案特刊』 (檀山中華総工会,華僑教育聯合会) は特に重要である。編集者の林は同裁判の当事者の1人であり、檀香山華僑教育聯合会の広報担当であった。この文献は英語資料編と中国語資料編に分かれており、英語資料編には裁判の概略、規制法の条文、各種裁判資料 (訴状、判決文等) が収録され、中国語資料編には裁判の詳細な記録が収録されている。

また、外国語学校規制法裁判の一原告であり、明倫学校を運営する法人である務学倶楽部(Mo Hock Ke Lock Bo) が、同校100周年を記念して刊行した出版物 (Mo Hock Ke Lock Bo 2011) も、分析対象として取り上げる。

なお筆者は過去に発表した論考 (中野 2015) において規制法裁判を取り上げ、その中で陳 (1950) と林 (1950) に一部言及している。それに対して本稿では同資料のうち、以前に取り上げることができなかった部分を分析の対象とする。

次に本稿の前提として、言語継承運動の中心的存在である華僑学校に焦点を置き、ハワイに おいて中国語の学習と継承の制度がどのように形成されたかを辿っていく。

2. 華僑学校の設立と発展:中山学校と明倫学校

2-1 中山学校

ハワイでは20世紀初頭、中国の政治活動家らによる政治運動の高揚のなかで、華僑学校の設立が提唱されるようになった。その代表的な学校が、中山学校と明倫学校である。

中山学校の起源は、孫文の来布と当時の革命派の政治活動に遡る。『美洲華僑通鑑』によれば、孫文はハワイにおいて、華僑に呼び掛けて革命のための人材を養成するために「華僑学校の創立」を提唱した。1911年2月8日に開校した学校は、当初は「檀香山華文高等小学校」という名称であり、初代董事長は趙錦、副董事長は鍾宇であった。開校時には、男女の生徒100名以上が集まった。初代校長には謝英伯が就任した。1915年には高等科の最初の卒業生を送り出したという。1921年1月には準州当局によって教育機関として認定を受け、1928年には創設者の孫文(孫中山)を記念して校名が「中山学校」に変更された(陳 1950:298-299)。

ちなみに1911年に同校の校長となった謝英伯は、革命派の華字紙『自由新報』の編集者でもあった。また、学校が拡大するにつれて、同紙の他のスタッフが教員として加えられるなど、革命派との密接な関係を有していた(Glick 1980:266)3。

1930年代以降、中山学校に多大な貢献を果たしたのが、楊剛存である。彼は同校の最初の卒業クラスの1人であり、1932年から1960年まで校長をつとめた(Lai 2006:201)。華僑学校出身の世代として、30年近くという長期にわたって華僑学校を指揮した、華僑知識人の代表的存在である。戦後の華僑学校再開運動時には、檀香山華僑教育聯合会に参加している。

また、中山学校の教務主任であった何文烱は、外国語学校規制法裁判では「中山学校の代表者として各華僑団体を糾合して法廷闘争を展開、最終的な勝利を勝ち取った」(陳 1950:324)。 実際に、何文烱は中山学校の代表者でありつつ、明倫学校(保皇派をルーツとする華僑学校。 後述)との連携を進めるなど、同胞社会内の境界をこえて各華僑組織を糾合して協力体制の構築を実現させた。このことが、華僑学校再開運動を大きく前進させる要因となった。

楊剛存と何文烱といった中山学校の指導者の貢献がなければ、華僑の言語継承運動は大きく 異なる結果になったと考えられる。

2-2 明倫学校

ハワイにおける華僑学校のうち、保皇会および同会の華字紙『新中国報』(後に『新中国日報』 と改称)との密接な関係で成立したのが、明倫学校である。

務学倶楽部の資料によると、1901年に青年倶楽部(Ching Nin Ke Lock Bo)と青年務学会(Ching Nin Mo Hock Wui)が、中国語と儒教古典の学習の継続のために組織されたという。1904年までにこの2つの組織は目的を共有するようになり、合併して務学倶楽部(Mo Hock Ke Lock Bo)となった⁴。当時のメンバーは117名であった。彼らは、中国と同様の教育環境を子ども達のために整備する目的で、中国語の学校をハワイに設立したいと考えた。これが明倫学校の成立の発端となる。1908年に準州当局は明倫学校に対し50年間の運営認可を与え、同校は1911年2月4日に開校した(Mo Hock Ke Lock Bo 2011:16-17)。

『美洲華僑通鑑』によると、明倫学校は当初、「明倫両等小学校」と呼ばれた。初代校長には陳宜菴が就任した。開校当初の生徒数は140名であった。1913年に華商の陳滾、趙錦、卓海からの2,000ドル以上の寄付によって、校舎が増築された(陳 1950:299)。

明倫学校の二代目校長に就任した鄭任先が、同校の発展に果たした功績は大きい。1911年に教師として明倫学校に招かれ、1915年に同校の校長に就任、それ以来50年以上にわたって同職にあった。彼のガイダンスのもとで明倫学校は高度な水準の教育による卓越した学校となったとLaiは評価している(Lai 2000:18)。

明倫学校への支援で多大な貢献を果たしたのは、代表的な華商の陳滾(思喬義合有限公司)であった。彼は華商の鄺廷(益美褥仔公司)とともに『新中国日報』の創設者の1人であり、同紙の総理をつとめた(陳 1950:337)。なお『新中国日報』の董事には鄭任先が名を連ねており(陳 1950:302)、明倫学校と同紙の首脳陣の重複が認められる。第二次世界大戦後の華僑学校再開運動では、『新中国日報』が活発な論陣を張り、運動を支持することになる。それは華僑学校との密接な関係によるところが大きい。なお陳滾は戦後に華僑学校再開のために準州当局と交渉を行ない、鄭任先と鄺廷は檀香山華僑教育聯合会に参加するなど、それぞれ学校再開のために重要な役割を果たしている。

明倫中学出身の華商で、学校再開運動で主導的な役割を果たしたのは、譚華燦(譚氏有限公司)である。胡玉漢とともに中華総工会主席として、法廷闘争を展開して各方面の賛同を得た。 華僑学校再開の実現は、譚氏の貢献によるところが大きい、と『美洲華僑通鑑』は記している (陳 1950:380)。

これまでに、華僑学校(中山学校と明倫学校)の設立経緯を辿り、学校再開運動に貢献する 華僑知識人と華商に言及した。次に、華僑学校の中断と再開運動を取り上げる。

3. 華僑学校にとっての共通問題:米国ナショナリズムの高揚と戦時下の外国語教育規制

当初、華僑学校は19世紀末から20世紀初頭にかけての政治運動と関連して、革命派と保皇派に分かれて設立され、それぞれ異なる発展を遂げてきた。しかしながら華僑のハワイへの定着が進む中で、移民を対象とする学校ゆえの共通の課題が浮上してくる。

その代表的なものは、第一次世界大戦(米国は1917年に参戦)を背景に、米国のナショナリズムの高揚と米化運動の中で、主流社会からもたらされた外国語学校への圧力と法的規制であった。特に日系人の人口比率が増加していたハワイでは、反移民感情を背景に1920年に準州議会が、日本語学校を含む外国語学校を規制・監督する法律を可決した。後にこの法律は改訂されて規制が強化されることとなる。

この法規制の差止めを請求する訴訟を行なったのは、ハワイの日系人コミュニティのメンバーであった(いわゆる「日本語学校試訴事件」である)。そして1927年2月、連邦最高裁判所(Supreme Court of the United States)が下した判決は、外国語学校を規制する法律を違憲とするというものであった。すなわち合衆国憲法修正第5条5にのっとり、社会に対し有害でない限り、親が重要と考える教育を子どもに与える公正な機会は奪われるべきではないとした。そして「日本人の親は不当な制限を受けることなく、子どもの教育を指揮する権利を有する」と決定した(Farrington v. Tokushige)6。

1920年代から30年代にかけて、先述の外国語学校への規制の影響による一時的な減少を除けば、全体的にみればハワイの華僑学校の生徒数は増加傾向にあった。とくに明倫学校の生徒数は1927年には1,000名を突破、1936年には1,348名を記録している(林 1950:中国語資料編238-239)。

当時すでに華僑社会では、ハワイ社会への定着化や世代交替が進んでいた。それにより多くの華僑家庭では、児童の将来の展望として中国への帰国よりも、米国への帰属を前提とした教育へのシフトが生じていた。しかし特にホノルルでは、チャイナタウン経済や対中貿易業など、依然として中国語を必要とする職業やマーケットが存在していたこと、そして自らの文化遺産

を継承したいと考える華僑家庭が一定数存在していたことが、華僑学校の存続基盤となっていた。華僑学校にとって、そうした華僑の家庭からの学費は重要な収益源であった⁷。

しかしながら1941年12月の日本軍による真珠湾攻撃は、外国語学校の状況に激変をもたらした。この攻撃後、ハワイのすべての学校は公立、私立を問わず閉鎖された。2か月後に公立学校は再開されたが、外国語学校の閉鎖は継続された(Mo Hock Ke Lock Bo 2011:22)。

戒厳令下のハワイで、準州議会で外国語学校を制限する動きが始まった。戦時体制において、この制限が日本語学校を標的としていることは明らかであった。1943年3月には準州議会議員 V.A. カルヴァロ(V.A. Carvalho)が、外国語学校規制法案を議会に提出した。法案は上下両院を通過し、1943年5月1日に知事の署名によって成立した。法律第104号(Act 104)「外国語教育規制法(An Act Regulating the Teaching of Foreign Languages to Children)」である。そのタイトルの通り、規制対象が「外国語教育」と一括されたため、結果的に米国にとって「外国語」とされた中国語を教える華僑学校も法の対象に含まれてしまった(林 1950:英語資料編2、中国語資料編85)。

外国語教育規制法は1945年に準州議会において改正され、「1945年ハワイ改正法(Revised Laws of Hawaii 1945)」第5編31章1871-1876節に統合された(本稿では「ハワイ改正法第31章」と表記する)。

具体的な規制内容は、次のとおりである。まず生徒への規制である。次の児童には、いかなる学校においても外国語を教えてはならない、とした。①公立学校の4年生もしくはそれと同等を終えるまでの児童、②(4年生以上の児童の場合は)公共教育局によって毎年課される英語の作文・読解の標準テスト(standard test)で平均以上の成績を収めることができない8年生もしくはそれと同等を終えるまでの児童、もしくは15歳未満の児童。

次に、教師への規制である。教師が外国語を教えるためには、公共教育局の試験を受験し、英語と外国語の両方で用法と熟語に精通していることを証明しけなければならない。そのための試験官は公共教育局のコミッショナーが指名する。そして同法の条文が遵守されているかどうかを直接確認するため、公共教育局の監督者は、運営中のどの外国語学校に、いつでも査察に入ることができる権限を持つ。さらに、仮に法律が守られていないことが判明した場合、準州司法長官は法令遵守を要求できる、あるいはしかるべき手続きを通じて当該業務を禁止する法的手続きに入ることができる、とした(林 1950:英文資料編6-7,中国語資料編85-87)8。

この法律は外国語学校そのものを全面的に禁止するものではなく、あくまで「規制」を課す 内容であった。しかしその内容から実質的にハワイのすべての華僑学校の運営を不可能とする ものであった。後に華僑学校等が裁判で法廷に提出した訴状によると、この法律によって華僑 家庭の「保護者は児童を学校[筆者注:華僑学校]に通わせることを恐れるようにな」り、学 校が生徒を確保することが困難になったという(林 1950:英語資料編8)。このことは勿論、華 **僑学校にとって重要な収益源である華僑家庭からの学費が断たれることを意味していた。**

教師の確保にも支障が生じた。たとえば明倫学校では高校のほとんどの教師が、同法で課された英語試験をパスできず、それゆえに学校は適任の教師を得ることができなくなった(林1950:英語資料編8)。教師の側も、華僑学校での就業機会を喪失する結果になった。

さらに問題であったのは、ハワイ改正法第31章が、終戦後も廃止されるどころか、そのまま継続されたことである。そのために華僑学校の再開の見通しがつかない状況が続いた。華僑学校の関係者や知識人、華商たちは、このままでは華僑子弟のあいだで中国語や中華文化の喪失が加速するという懸念を強めた。このような状況の中で、外国語学校の規制撤回を求める運動が、華僑社会から始まることになる。

4. 華僑学校の存続への戦略: 外国語学校規制法裁判

務学倶楽部の資料によると、中国語教育を維持する使命感から、明倫学校の鄭任先、劉炳輝は公共教育局長と面会し、外国語学校の中でではなく、個人授業として中国語教育を継続できないかと交渉を持ちかけた。局長への説得にあたっては、陳滾、鄭帝恩、鄭子厚のサポートが助力になったという。数か月におよぶ鄭任先による粘り強い説得の結果、1日に2時間、1週間に5日間、個人授業クラスで中国語を教える許可を得ることができた。彼は2年間にわたり180名の生徒を受け持ったという(Mo Hock Ke Lock Bo 2011:23)。

一方で胡玉漢と譚華燦は、華僑学校を外国語教育規制法以前の通常の状況に戻す(つまり華僑学校を全面的に再開させる)ために法的手段に訴えることを検討した。譚華燦は前述の通り明倫学校で学んだ人物である。胡玉漢とともに中華総工会のリーダーであり、同会は規制法裁判における中心的組織となる(林 1950:中国語資料編102-106)。

『美洲華僑通鑑』所収の「僑校苛例之抗争與取消」という資料(「ハワイの部」第8章にあたる)によれば、1945年に戦争が終結し、中華総工会の主席であった胡玉漢は、規制法が撤廃されなければ華僑教育の前途に重大な影響がもたらされるとして、準州当局との交渉の必要性を呼びかけた。1946年4月、中華総工会のもとで、華僑学校の担当者を招き意見交換を行なった。その後も総領事館副領事の呉純涵、中華会館および中華総商会代表の劉登、中山学校の林容畎、楊剛存、何文烱、明倫学校の鄺廷、大公学校の黄北淦、林仲池、中華総工会主席の胡玉漢、同副主席の譚華燦たちが、何度も会議を開き解決方法を検討した。そして弁護士の謝恵源を招聘し、規制法の執行差止めを求める裁判の準備を始めた(陳 1950:276)。

1946年末に中華総工会は改選し、新任主席の譚華燦、副主席の李潤三が引き続き努力して交渉を継続した。唐榴総領事は、本件は華僑教育に重大な影響を与えるとして、関係者を特別に招いて領事館で談話会を開催した。招待されたのは、鄭帝恩、何文烱、鄺廷、林伉新、伍君寔、

黄華、李文恩、黄卓棠、余君武、楊剛存、譚華燦、陳照雄、陳榮捷、譚卓垣、張鵬などであった。そして「外国語を学ぶことが英語学習に影響を与えるわけではない」ことを立証するため、裁判に出廷する人員を指定した。(華僑学校3校に加えて) 華僑生徒の保護者である譚華燦と張華超、華僑学校教員の梁月初の3名が(原告として) 法廷に立ち、規制法は子どもの教育を受ける権利を奪うに等しい、と証言することになった(陳 1950:277)。

なお、原告側の華僑は1946年11月に、いったん訴状をハワイ地区の連邦地方裁判所に提出し、 規制法の差止めを請求したが、訴状の内容が不十分として退けられている(林 1950:英語資料 編8-9,中国語資料編106-109)。この段階では、訴状内容は、華僑学校が受けた物的損害(金銭 的損害)に大きな比重が置かれていた。その後原告側は、謝恵源弁護士を中心に華僑学校や当 事者の各種資料を改めて収集して修正訴状を作成し、1947年6月26日に連邦地裁に提出した(林 1950:中国語資料編109-112)。

新たな修正訴状では「ハワイ改正法第31章は合衆国憲法修正第5条に反しており、法のデュー・プロセス (due process) によらずに、原告の自由と財産を侵害している」とされた。具体的には、同法による華僑学校の閉鎖によって、学校が自らの財産(学費等の収益を含む)を管理する権利、教員および保護者との契約締結の権利が剥奪されたと訴えている。さらに、原告の親が中国語を子どもたちに学ばせる権利、子どもを中国語学校に就学させる権利、親が子どもの教育を指揮する権利、子どもが有用な知識を獲得する権利、そして自ら選択した言語(中国語)を通じた思想と表現の自由が剥奪されたとしている。以上は回復しがたい損害(irreparable injury)であるため、差止め命令(injunction)が必要と主張している(林 1950:英語資料編11-15,中国語資料編109-112)。

以上のように修正訴状では、華僑学校の物的損害に留まらず、教育をめぐる権利や自由への侵害があり、それが憲法解釈に関連することが明記された。既に米国では1920年代にメイヤー (Meyer) 判決、ピアス (Pierce) 判決、ファーリントン (Farrington) 判決など、憲法に基づき私教育側に有利な判決が連邦最高裁から出されていた (後述)。華僑側はこの法廷闘争が最高裁にまで及ぶことを想定した上で、これまでの判例を詳細に分析して修正訴状を作成した可能性が考えられる⁹。

このように多様な華僑当事者の協議を経て、裁判で主張する内容の集約に至った過程が理解 される。最終的には修正訴状は規制法の違憲性を問うという、合衆国のあり方の根本にかかわ る内容になったのである。

なお規制法裁判開始時に、著名な弁護士A. L. ウィリン(A. L. Wirin)が原告側に加わり、大きな助力となったという(林 1950:117-120)。彼はACLU(American Civil Liberties Union)所属の弁護士であり、戦時期から戦後にかけて日系人の人権擁護の活動を積極的に展開していたことで知られている¹⁰。原告側の陣容は華僑社会にとどまらず、主流社会の経験豊

富な人権擁護アクターを包含するようになっていた。訴訟は、もはや「主流社会対民族的マイノリティ」という構図ではなく、自由な教育の権利とそれを保障する理念とは何か、という根源的な問いをめぐる対立となっていた。

5. 外国語教育の権利の主張:外国語教育の英語学習への影響をめぐって

連邦地方裁判所(ハワイ地区)において、外国語学校規制法裁判が始まった。裁判の概要は以下の通りである(Mo Hock Ke Lok Po v. Stainback, 74 F. Supp. 852(D. Haw. 1947))。原告はMo Hock Ke Lok Po (務学倶楽部=明倫学校)、大公学校、中山学校、譚華燦、張華超、梁月初(なお訴状では、原告3校がハワイ準州の公益法人であることが明記されている)。訴えられたのは、イングラム・スタインバック準州知事(Ingram M. Stainback)、ニルス・タヴァレス準州司法長官(Nils C. Tavares)、ハロルド・ローパー公共教育局長(W. Harold Loper)。ウィリアム・デンマン(William Denman)第9巡回区連邦控訴裁判所裁判官(サンフランシスコ)¹¹⁾、ポール・マコーミック(Paul John McCormick)連邦地方裁判所裁判官(ロサンゼルス)、デルバート・メッツガー(Delbert E. Metzger)同裁判官(ホノルル)による3名合議審であった。口頭弁論は1947年6月26日に始まった(林 1950:英語資料編2,中国語資料編112-132)。

この裁判において、口頭弁論では、「英語と外国語の同時学習」が児童にいかなる影響を及ぼすか、が主要論点の1つとなった。この点について、被告、原告それぞれの主張を纏めてみる。まず被告側の準州当局は、規制法の制定理由の1つとして、外国語と英語の同時学習の影響を強調していた。それは1943年の法案の策定中に、準州議会教育委員会が議会に提出したレポートの内容から明らかである。レポートには、次のように記されていた。

児童の成長の早い時期にふたつの言語を同時に強制的に学ばせることは、児童の感情的混乱、葛藤、不適応を引き起こし、英語等の学習能力のみならず、彼らのメンタルヘルスやウェルビーイングに深刻な影響をもたらしうる。英語と東洋言語(Oriental language)のように言語の相違が著しいほど、その影響は特に顕著である(林 1950:英語資料編 4-6)。

以上の内容は、1945年のハワイ改正法第31章の前文に、文言修正のうえ反映された¹²。準州 当局側にすれば、この規制法はあくまで児童の学習能力や健康を守ることを意図したのであり、立法府における正当な法的手続きの上で成立したものに他ならなかった。ゆえに準州当局側は 法廷でも立法の正当性を主張した。

以上の経緯と法律の内容ゆえに、原告側の華僑には、外国語学校の教育が児童の英語学習能力や健康に何ら影響を与えていないことを、法廷で証明する必要があったのである。では、実際に原告側は、どのような主張を口頭弁論で展開したのか。

前出資料「僑校苛例之抗争與取消」によれば、原告側はジョン・ライネッケ(John E. Reinecke)¹³⁾を証人として招いた。彼は、パーシヴァル・サイモンズ(Percival M. Symonds)の論文「中国語学校での就学が英語能力に及ぼす影響」を引用し、被告への反駁の根拠とした。この論文は権威ある著作であり、次のように記されていた。すなわち「筆者の研究から得られた結論では、英語の進歩を阻害しているのは、家庭内および遊び場上にあるのであって、それらは華語学校内と比較して、約4倍の影響を与えている」。そして「華語学校が、英語学習の進歩に及ぼす影響は極めて小さい」とも指摘されていた¹⁴⁾。そしてライネッケは、ハワイの生徒の英語能力が劣っている原因として、①識字率が低いこと、②基本文法を十分に理解していないこと、を法廷で指摘した(陳 1950:277-278)。

原告側の代理弁護士であるA. L. ウィリンも、法廷で次のように強調して指摘した。「正確な英語運動を追求するには、注意力を家庭と遊び場に集中させるべきであり、外国語学校に置くべきではない。正確な英語を阻害する最大要因は『混合英語』¹⁵の流行であって、華語校にあるのではない」(陳 1950:278)。

以上のように、修正訴状と口頭弁論の内容から、裁判での主な争点は、①規制法が制限する 外国語学校での就学は憲法で保障された権利か、②「英語と外国語の同時学習」は児童に悪影響を及ぼすか、であったことが理解される¹⁶。

6. 判決:外国語学校での学びは正当な権利か?

1947年10月22日、3名合議法廷は「子どもへの外国語教育の機会を与える親の権利は、合衆国憲法修正第5条および修正第14条¹⁷のデュー・プロセス条項によって保障された基本的権利の1つである」とした。主な判決内容は次の通りである¹⁸。

デンマン裁判官による判決文によると、この判断は過去の判例や裁判官の意見に依拠している。その1つが、Berea College v. Kentuckyである。この裁判は、ケンタッキー州のベレア・カレッジの教育方針をめぐるものであった。私立学校の同カレッジは黒人学生と白人学生の双方の入学を受け入れ、人種共学を実施していたが、それがケンタッキーの州法(同じ学校内での人種共学を禁止するなどした法律)に反するとされた。1908年に最高裁はケンタッキー州を支持する判決を下したが、マーシャル・ハーラン(John Marshall Harlan)裁判官¹⁹⁾が反対意見を表明した。その意見とは、次のような内容であった。

他人に教育を授ける能力は全能の神によって慈善目的で与えられるものであり、その行使は、公衆道徳に有害な性質を有する場合、または公共の安全を危うくする場合を除き、政府によって禁止・妨害されてはならない。…「市民がその全能力を自由に享受する権利」及び「それらの能力をあらゆる合法的方法で自由に利用する権利」も修正第14条が保障する自由に含まれることについては、当裁判所は一度ならず指摘してきた²⁰)。

デンマン判決文は、ハーラン裁判官のこの意見の引用によって、他人に教育を授ける能力は神聖なものであり、親子の教育の自由選択(私立学校での就学)は人種に関係なく、公権力によって制限されない旨を示した。

その上でデンマン判決文は、外国語教育の自由について、Meyer v. Nebraskaに言及している。ネブラスカ州では1919年に「ネブラスカ州における諸外国語教授に関する法律」を可決した。外国語教育について州の法律は、8学年を終えるまで子どもに外国語を教えることを禁じた(その背景には第一次世界大戦当時の反ドイツ感情の高揚があったとされる)。1920年、ルター派の学校でドイツ語を教えていたロバート・メイヤー(Robert Meyer)は、この法律の下に有罪とされた(メイヤー事件)。裁判が行われ、1923年にメイヤーの上告を受けた連邦最高裁の判決は、ネブラスカ州の法令は憲法違反であり、憲法修正第14条の適正手続(デュー・プロセス)によって保護されている自由を侵害した、というものであった(三石 2011:4-5)。つまりメイヤー側の訴えが認められたのであり、修正第14条で保護される教育の自由は、(英語話者だけではなく)外国語話者・学習者にも適用されることを示した判断であった。またこれは外国語を教える教師の職業従事の権利をも包含するものでもあった²¹)。

また、デンマン判決文は、Pierce v. Society of Sistersにも言及している。オレゴン州(ピアス知事)は1922年の義務教育法という州法によって、決められた年齢の子どもを居住地域の公立学校に通わせることを要求していた。しかしこの法律は子供たちの教育を指導する両親の自由を侵すものであるとして、1925年に最高裁によって憲法修正第14条のデュー・プロセス条項違反とされた裁判である²²。

さらに判決文は、憲法修正第5条に関連する判例として、ハワイでの外国語学校を規制する 法律を違憲とした1927年のFarrington v. Tokushigeにも言及した。すなわち外国語教育の権 利に対する憲法の保障が、準州であったハワイにも及ぶことを示す判決であった。

デンマン裁判官は、ハワイ改正法第31章の外国語学習の制限について、問題点を次のように 指摘した。同法は「公立学校の4年生もしくはそれと同等を終えるまでの児童に外国語を教え ることができない」とした。それによって、「優秀な児童」(平均以上の学力を持った児童)で あったとしても、基準学年未満であれば外国語を学ぶことができない。しかしながら「優秀な 子どもたちにとっては、個人の精神的成長と充足という点でも、ビジネス機会の増加という点

でも、さらには政府機関にとって国際交流における外国語のエキスパートのニーズに応えるという点でも「筆者注:外国語を獲得することは]大きな利益となる。

他方で判決文は、標準テストで基準点未満の成績の児童に外国語教育を禁止することについても、次のように指摘している。すなわち、平均レベルを下回る「子ども達をその他の子供たちからセグリゲートし、彼らに禁止的制限を適用するための教育上の基準を設けることを法律に求める必要はない」。

さらに判決文は「子どもに外国語を習得させるという親の基本的権利は、1909年から1926年にかけてのアメリカの孤立主義的時代にもベレア・カレッジ(Berea College)やソサイエティ・オブ・シスターズ(Society of Sisters)の判例で認識されており、さらに現在の国連でも、さまざまな言語が使われる世界の人々の相互理解という切実な国際的ニーズがある」とし、外国語教育の基本的権利を確認した上で、今後の世界(国連憲章によって「大小各国の同権」が謳われる平時の世界)における外国語教育の有用性についても指摘を行なった。

結論としてデンマン判決文は「同法[筆者注:ハワイ改正法第31章]が憲法修正第5条のデュー・プロセス条項に違反すると判断、宣言し、請願されていた差止め命令を発令する(We hold and declare the statute to violate the due process clause of the Fifth Amendment and order the issuance of the injunction prayed for.)」とした(林 1950:英文資料編22-26, 中国語資料編132-136)²³。

この差止め命令は、規制法の問題点を指摘しつつ、合衆国憲法という大原則に立ち返り、過去の判例等から「子どもの教育を決定する親の権利(外国語学校に就学させる権利)」、「子どもが学びたい科目を(希望する言語で)学べる権利」、「語学の教師が自らの職業に従事する権利」を認めた結果と捉えられる。

しかしながらこの裁判において原告と被告の主要な対立点の1つであった「英語と外国語の同時学習が児童に及ぼす影響」について、判決文では言及がなされたものの、論点整理に留まっており、明確な判断が下されたとは言えなかった。準州当局は上告を発表し、裁判は連邦最高裁判所に持ち越されることになった。

7. 外国語教育の機会保障に向けて

1949年1月11日に連邦最高裁で審理が開始され、3月14日に決定が下された。最高裁は、米国司法法典に基づき、ハワイ準州の外国語学校の規制法に関する裁判は、連邦地裁の3名合議法廷ではなく、まず準州地方裁判所で行わなければならなかったとして、法的手順の問題点を指摘した。そのため連邦地裁の原判決を破棄し、準州地裁に差し戻すとした(林 1950:英語資料編3, 27-33, 中国語資料編187-193)²⁴。これは3名合議法廷における法的手続上の問題ゆえの

原判決の破棄という結果であったが、原告側にすれば、外国語学校再開問題は法的にはいわば 未解決の状態となってしまった。

この判決直後に、それまで訴訟を進めてきた華僑の当事者達は、方針を変更することになる。このまま多大な訴訟コストや労力をかけて法廷闘争を継続するよりも、ちょうど会期中であった準州議会に対してハワイ改正法第31章の修正を請願し、外国語学校再開の法的保障を求めることにしたのである。それでも問題が打開されない場合に、準州地裁から再び訴訟を始めることにした(林 1950: 英語資料編3. 中国語資料編199-201)。

この請願活動の中心的役割を担ったのが、檀香山華僑教育聯合会である。『美洲華僑通鑑』の記事によると、同会は1948年3月28日、中華会館、中華総商会、中華総工会、中山中学、明倫中学、大公学校、互助学校によって正式に設立された。主要な幹部は、次の通りである。唐榴(名誉主席総領事)、譚華燦(主席)、何文烱・林其忠(副主席)、林伉新(書記兼広報責任者)、黄卓棠(財務責任者)、鄺廷(副財務責任者)、林仲池(会計)、鄭任先・楊剛存(監査責任者)、謝恵源(法律顧問)である(陳1950:297-298. 林1950:中国語資料編160-163)。

以上のメンバー構成から理解される通り、唐榴総領事をはじめ、華僑学校と代表的な華僑組織のリーダーが聯合会の各ポストに就任したのであった。それまで政治主義等で異なる発展を遂げてきた華僑学校や組織が、外国語学校再開という共通目的のもと、同会を通じて糾合されたのであり、そのためにバランスのとれた人事構成への配慮が働いた可能性が高い。

『美洲華僑通鑑』では、最高裁の判決の後、「檀香山華僑教育聯合がハワイ日系人の教育聯合会と連携して請願を呼びかけ、市民数万人が連名で上下両院に外国語学校規制法を撤廃するよう請求した結果、議会は規制法を修正した。こうしてハワイの華僑学校は再び、自由に学校を開くことができるようになった。これは同会設立以降、最大の成果となった」と記されている(陳 1950:297-298)。

実際には1949年3月31日、市民の請願活動を背景に、25名の下院議員が外国語学校に関する規制修正法案を準州下院議会に提出した。4月1日には上院議会でも同様の法案が提出された。 法案は上下両院で満場一致で可決され、4月25日に準州知事が署名、法律第72号(Act 72)が成立した(Kam 2006:144)。

ただしこの新しい法律は、外国語学校の運営を無制限に認めるものではなく、実は幾つかの条件付きで再開を認めるものであった。同法では、次のように規定された。公立学校の2年生もしくはそれと同等を終了するまでは、いかなる学校においても1週間のうち(宿題を含め)5時間をこえて児童に外国語を教えてはならない。また、どの学校も開校した後30日以内に、その事実を公共教育局に報告しなければならばならず、学校で使用する教科書とカリキュラムのコピーを公共教育局に提出しなければならない。さらに同法では、法令遵守の確認のため公共教育局に立入査察の権限を与えるとともに、学校が法律に違反した場合に差止め命令を求め

る法的措置についても言及している(林1950:英語資料編34)。

このように法律上の制約が残されたことは留意されるが、逆にいえばそれらをクリアできれば外国語学校の再開そのものは可能となったのであった。これ以降、華僑学校は戦後の新たな時代を歩み始めることになる²⁵。

8. 考察: 外国語学校規制法裁判の意義

これまで華僑学校再開までの経緯を辿ってきた。ここでは学校再開を可能ならしめた要因として、再開運動において華僑社会の人的リソースがどのように活用されたのか、その中で展開された規制法撤廃の論理がどのようなものであったかを中心に考察していきたい。

まず、規制法裁判のために、華僑のサブグループ間の協力関係が進んだ要因として指摘したいのは、華僑リーダー層の学校再開への積極的な意欲とリーダーシップの発揮であり、そのためにそれぞれのネットワークが活かされたことである。

注目されるのは、唐榴総領事の存在である。『美洲華僑通鑑』の記述では、華僑学校関係者との談話会の開催など、重要局面でイニシアチブを発揮したこと、そして檀香山華僑教育聯合では名誉主席総領事として、学校再開運動に積極的にかかわったことが示されている。公的立場にある総領事の関与によって、華僑社会内の各組織のリーダー層の協力関係が促されたという可能性は大きい。

また、ハワイの華僑学校の指導層は、華僑社会に影響を及ぼす他の華僑組織のポストを併任あるいは歴任している場合が多い。たとえば華僑学校の幹部でありつつ、中華会館や中華総商会の幹部にも就任しているといった具合である。たとえば訴訟の原告の1人である譚華燦は、明倫学校の代表であるとともに、中華総商会主席、中華総工会主席、華僑教育聯合会主席を歴任している。彼の例のように、学校再開運動の当事者の多くが、自らがかかわる他の組織のリソースや人的ネットワークを動員することが可能なポストにいたことが、訴訟運動への協力者や理解者を広げる一要因であったと考えられる。

華僑学校と縁の深い華字紙の影響も大きいと考えられる。既に述べてきたようにハワイの華字紙は、革命派、保皇派の華僑学校とともにそれぞれ異なる発展を遂げてきたが、第二次世界大戦後の規制法裁判時には、訴訟運動への支援を全華僑社会に訴えて同胞の結束を呼び掛ける論調があらわれるようになっていた。

その例が、学校再開運動の当事者であり、ジャーナリストでもあった林伉新の言論活動である。規制法裁判当時、彼は『新中国日報』等で原告の法廷闘争を擁護する論陣を張った。たとえばハワイ準州当局の最高裁への上告発表後に、『新中国日報』(1947年10月29日付)で「希望全体華僑加強援助」と題する論説を発表している。このなかで彼は、華僑学校への不当な条例

を廃止させることは、全華僑の問題だと強調し、正義の為、全中国人の面目を保つ為、また善良な米国市民となる為、全華僑はこの裁判に対し、さらに強力な援助をするべきである、と記す。また彼は同じ論説で次のようにも書いている。我々が政府に対して訴訟を起こしたのは、まず「憲法を尊重し、我々が勝利することによって憲法の公正さを明らかにする為である」と。

林伉新は数々の論説で、華僑社会の糾合を呼びかけて法的規制に対する批判的言説を表明した。ただしそれらは、決して米国主流社会からの離脱・分離主義を志向する運動を鼓吹するものではなかった。むしろ華僑学校での外国語教育は、合衆国憲法において認められるべき権利であるから、その権利を行使することは米国の正義にかなうはずである、というのが彼の基本的主張であった。外国語学校での学びは正当な権利であり、平等原則によって守られるとの認識であった²⁶。そしてこうした認識は、華僑の学校再開運動の当事者によって基本的に共有されていたからこそ、外国語学校規制法裁判においてハワイ改正法第31章の違憲性を問う訴えとなったと考えられる。

原告による規制法の差止め命令の請求が、デンマン裁判官らの3名合議法廷で認められたことは、華僑社会にとって大きな意味を持つ出来事であった。その後に裁判手続きの問題から、最高裁による差し戻しがあったものの、準州議会への請願活動が始まり、結果的に法律改正によって外国語学校再開の道筋が開かれることになった。この一連の経験は、主流社会からの圧力や規制を受けた場合、たとえマイノリティではあっても、正当な法的手続きを通じて状況を変革していく道筋を作ることが可能であることを、華僑社会に明確に示すものであった。大局的に見れば、1950年代以降の米国における公民権運動や一連の人種差別的法律撤廃運動に先駆ける訴訟運動であったと言えるであろう。

これまで見てきた華僑の学校再開運動は、言語や民族の相違をこえて、外国語学校での教育の法的保障を確実なものとするための闘いであったと位置づけられる。第二次世界大戦から戦後世界への転換期における、マイノリティの外国語教育の権利をめぐる重要な歴史的事件であったことが理解される。

9. 結論

本稿では、ハワイの華僑社会における言語継承運動をテーマに、①華僑学校の設立・発展に 対する華僑知識人と華商の貢献、②第二次世界大戦後の外国語学校規制法裁判のために、華僑 学校、華僑知識人、華商の間で形成された協力関係、③外国語学校での教育の権利と訴訟の意 義、という点を中心に考察した。

外国語学校規制法裁判における原告側の認識は、外国語学校での教育は、公共利益を害さない限り、合衆国憲法において認められる権利であるから、それを行使することは米国にとって

の正義を実現することに他ならないというものであった。そして3名合議法廷は、合衆国憲法 や過去の判例に基づいてその権利を認めたのであった。その後に最高裁による差し戻しの決定 があり、ハワイ準州議会の法令第72号の可決によって、いくつかの規制が課されながらも外国 語学校の再開は可能となった。

以上の史実は、一般的に「多文化社会」とされる米国およびハワイの社会においても、子どもに自由に母語や母国語を学ばせる自由や権利は、決して初めから所与のものとしてあったのではなく、時代ごとに主流社会から様々な制約や条件を付きつけられながら、あるいは承認を得ながら、マイノリティを中心とする様々な当事者による苦闘を経て成立してきたことを物語っている。それゆえに華僑を含む当事者の外国語教育の権利をめぐる運動の記録を後世に残す意義は大きいと考える。

注

- 1) ここでいう華僑学校とは、華僑が創設と運営に直接的に関与し、中国語や中華文化の継承を目的にカリキュラムを作成し、中国語の教科書や教材等を用いる民間の学校を意味している。通常、生徒がアメリカの公立学校のクラスに出席した後、午後の遅い時刻に華僑学校に通う就学形態をとる。なお、中国系移民については様々な呼称が存在する。本稿では、中国系移民を「華僑」という語で統一している。移民のアメリカへの定着、市民権の取得、世代交替という要因を考慮するならば、「華僑」や「華僑学校」という語は適切ではないとの見解が成立し得る。しかしながら本稿では陳(1950)、林(1950)の中国語資料編など、当時の中国語一次資料の分析が中心となる。資料では外国語学校規制法裁判の記事等において、市民権の有無とは関係なく「華僑」「華僑学校」の語が用いられている。ゆえに当該資料等との照合を容易にするため、基本的にこれらの語を本稿でも使用することにした。
- 2) 本稿で『美洲華僑通鑑』を取り上げる理由は、外国語学校規制法裁判を主導した当事者が、編集委員会の主なメンバーを構成しており、一次資料としての価値が高いためである。たとえば編集委員会総務課主任の黄卓棠は、同裁判で主な役割を担った明倫学校を卒業し、同校の校友会会長であった。財政課正主任の黄北洪とともに、学校を再開に導いた檀香山華僑教育聯合会のメンバーであった。編集課副主任の何文烱は、運動を先導した中華総工会の主席であり、中山学校の代表および同聯合会副主席であった。同じく編集課副主任の林其忠も、互助学校董事長および同聯合会副主席であった(いずれも後述)。
- 3) 『自由新報』は1946年に停刊している(王 1999:541)。他に中国国民党系の華字紙として、 1928年創刊の党機関紙『中華公報』が挙げられる(王 1999:525)。『中華公報』の歴代董 事長には、中山学校の楊剛存と何文烱が含まれている(陳 1950:301)ので、ここから中

- 山学校と同紙の関係性が確認される。
- 4) なおLai(2000:130)によると、青年務学倶楽部[筆者注: 務学倶楽部のこと] は保皇会を支持、 とある。
- 5) 「……何人も、法のデュー・プロセスによらずして生命、自由もしくは財産を剥奪されない。 何人も、正当な補償なしに私的財産を公共の用のために収用されない」(松井:1989:434)。
- 6) 判決文は次のサイトで閲覧可能。Farrington v. Tokushige, 273 U.S. 284(1927), (Retrieved March 9, 2023, https://supreme.justia.com/cases/federal/us/273/284/).
- 7) 後述の外国語学校規制法裁判のために、原告である華僑学校が連邦地裁に提出した訴状によると、真珠湾攻撃以前の状況として、たとえば明倫学校の場合、同校の生徒数は毎年平均1,100名であり、学費収益は毎年平均19,800ドルであった。そのほかに民間からの寄付金は5,000ドルに上っていた(林 1950: 英文資料編8)。
- 8) ハワイ改正法第31章は次の電子書籍で閲覧可能。*Revised Laws of Hawaii 1945*, 281-282. Honolulu: Honolulu Star-Bulletin, (Retrieved March 9, 2023, https://books.google.co.jp/books?id=wiJKAQAAIAAJ&pg=PA1&hl=ja&source=gbs_selected_pages&cad=3#v=onepage&q&f=false).
- 9) ただし1920年代の上述の判例は、いずれもウィリアム・ハワード・タフト (William Howard Taft) が最高裁長官だった時代のものである。外国語学校規制法裁判当時、最高裁長官はフレデリック・ヴィンソン (Frederick Moore Vinson) であった。
- 10) ウィリン弁護士については次を参照。Robinson, Greg and Brian Niiya. (2020) A.L. Wirin. *Densho Encyclopedia*, (Retrieved March 9, 2023, https://encyclopedia.densho.org/A.L._Wirin/).
- 11) デンマン裁判官については次を参照。The Federal Judicial Center. (2023) William Denman, *Biographical Directory of Federal Judges*. (Retrieved March 9, 2023, https://www.fic.gov/node/1379971).
- 12) 注8の文献281頁を参照。
- 13) ジョン・ライネッケ博士は、クレオール語の研究で著名である。
- 14) 証拠資料として提出されたサイモンズ(Symonds:1924)の論文は、Journal of Applied Psychology誌で発表されたものである。同論文が発表された当時は、米本土およびハワイにおいて外国語学校への規制が強まっていた時期であった。サイモンズは冒頭で、次のように指摘している。「この研究は、現在ハワイで問題となっている外国語学校に焦点を置く。東洋言語で授業を行なう私立学校が、アメリカ化と人種的同化にとって有害(detrimental)だとする確信が、ハワイの指導的知識人の間で持たれている。これは世界大戦の帰結のひとつであるアメリカ化の大きな波の一局面であるが、米本土西海岸のカリ

18

フォルニア州における根強い反東洋人感情によって強められたものである」。サイモンズは、以上の現状認識をもとに、果たして児童の外国語学校での就学が、英語能力の上達の阻害要因となっているか否かを調査した。調査方法は、ホノルルの公立小学校に通学する華僑児童513名に対して英語能力のテストを独自に実施する。そして生徒を「中国語学校(Chinese Language School)」に通学した年数によって3グループ(①通学年0年、②通学年0~2年、③通学年2年以上)に分けてその成績を比較する、というものであった。その結果「英語上達の阻害を引き起こす要因として、家庭と遊び場(playground)の影響は、中国語学校の影響と比較して約4倍大きいと推計される」と指摘している(Symonds 1924:421)。

- 15) ここで「混合英語」という用語が同資料で用いられているが、それは1947年10月22日のデンマン判決文における口頭弁論の論点整理から、ピジン語(pidgin)への言及であったことが判明する(林 1950:英語資料編25)。注23のリンクで示した判決文を参照。
- 16) このほかの重要争点は、この3名合議法廷が、この裁判の裁判権を有するか否かをめぐる ものであった。この点が後の連邦最高裁の裁判(Stainback v. Mo Hock Ke Lok Po)で問 題とされることになる。
- 17) 「……いかなる州も、人から法のデュー・プロセスによらずして生命、自由もしくは財産 を剥奪してはならない。またいかなる州も、その管轄権の中で何人にも法の平等な保護を 否定してはならない」(松井 1989:436)。
- 18) ここでの判決内容の分析は、本稿の問題意識に基づき、外国語教育の権利に関する記述に限定している。その他の判決内容については、注23のリンクで示した判決文を参照。
- 19) ハーラン裁判官については、Canellos (2021)を参照。
- 20) Berea College v. Kentucky, 211 U.S. 45 (1908), (Retrieved March 14, 2023, https://supreme.justia.com/cases/federal/us/211/45/).
- 21) Meyer v. Nebraska, 262 U.S. 390 (1923), (Retrieved March 14, 2023, https://supreme.justia.com/cases/federal/us/262/390/).
- 22) Pierce v. Society of Sisters, 268 U.S. 510 (1925), (Retrieved March 14, 2023, https://supreme.justia.com/cases/federal/us/268/510/).
- 23) Mo Hock Ke Lok Po v. Stainback, 74 F. Supp. 852 (D. Haw. 1947), (Retrieved March 7, 2023, https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/FSupp/74/852/1410173/).
- 24) Stainback v. Mo Hock Ke Lok Po, 336 U.S. 368 (1949), (Retrieved March 14, 2023, https://supreme.justia.com/cases/federal/us/336/368/).
- 25) ただし規制法による学校中断の影響は大きく、明倫学校の場合、1941年の生徒数は1,221 名であったのが、再開時の1948年は364名であった(林 1950:中国語資料編239)。つまり

857名の急減であった。その影響は、中山学校も同様であった。『美洲華僑通鑑』によると、1950年当時の状況として次のように解説されている。すなわち、中山学校は戦前には33クラスあったのが、今は6クラスしか残っていない。外国語教育規制の影響によって華僑教育が受けた打撃は大きく、「元に戻るまで10年が必要であろう」と(陳 1950:298-299)。

26) 林伉新の上述の主張が表明された華字紙の論説(「新中国日報」「中華公報」等で発表された論説)は、林(1950)に多数収録されている。

参考文献

- Canellos, Peter S. (2021) The Great Dissenter: The Story of John Marshall Harlan: America's Judicial Hero. New York: Simon & Schuster.
- 陳匡民編(1950)『美洲華僑通鑑』New York: 紐約美洲華僑文化社
- Glick, Clarence E. (1980) Sojourners and Settlers: Chinese migrants in Hawaii. Honolulu: University Press of Hawaii.
- Kam, Ralph Thomas. (2006) Language and Loyalty: Americanism and the Regulation of Foreign Language Schools in Hawai'i. *The Hawaiian Journal of History*, 40, 131–147, (Retrieved March 14, 2023, https://evols.library.manoa.hawaii.edu/server/api/core/bitstreams/1cf8e340-9bd7-4b34-adc3-8d582c94ac85/content).
- 菊池一隆(2018)「ハワイ華僑の動態と抗日活動」『戦争と華僑 続編:中国国民政府・汪精衛 政権の華僑行政と南洋・北米』東京:汲古書院
- Lai, Him Mark. (2000a) Transmitting the Chinese Heritage: Chinese Schools in the United States Mainland and Hawaii. Teresita Ang See (ed.), *Intercultural Relations, Cultural Transformation, and Identity-The Ethnic Chinese-Selected papers presented at the 1998 ISSCO conference*, 125–158. Manila: Kaisa Para Sa Kaunlaran, Inc.
- Lai, Him Mark. (2000b) Retention of the Chinese Heritage: Chinese Schools in America before World War II. *Chinese America: History and Perspectives*, 10–31, (Retrieved March 14, 2023, https://himmarklai.org/wordpress/wp-content/uploads/01-Retention-of-the-Chinese-Heritage.pdf?x13317).
- Lai, Him Mark. (2001) Retention of the Chinese Heritage, Part II:Chinese Schools in America, World War II to the Present. *Chinese America: History and Perspectives*, 1-30, (Retrieved March 14, 2023, https://himmarklai.org/wordpress/wp-content/uploads/012. pdf?x13317).
- Lai, Him Mark and Madeline Hsu. (2004) Becoming Chinese American: A History of

- Communities and Institutions. Lanham: AltaMira Press.
- Lai, Him Mark. (2006) Teaching Chinese American to be Chinese: Curriculum, Teachers, and Textbooks in Chinese Schools in America During Exclusion Era. Sucheng Chan (ed.), Chinese American Transnationalism: The Flow of People, Resources, and Ideas between China and America during the Exclusion Era, 194–210. Philadelphia: Temple University Press.
- Lai, Him Mark. (2010) The Chinese Community Press in Hawai'i. *Chinese America: History and Perspectives*, 95–103, (Retrieved March 14, 2023, https://www.chsa.org/wp-content/uploads/2010/12/CHSA_HP2010_09_Lai.pdf).
- 林伉新 編『檀山華僑辦理外語校案特刊』Honolulu: 檀山中華総工会, 華僑教育聯合会 (Lum, Kong Sun (ed.), (1950) *Hawaii Chinese in the Foreign Language School Case: A Memorial Publication*. Honolulu: Hawaii Chinese Educational Association and Chung Wah Chung Kung Hui.)
- 松井茂記(1989)『アメリカ憲法入門(第9版)』東京:有斐閣
- 三石善吉 (2011)「国家権力と自由の範囲について:アメリカのホームスクーラーたち」筑波 学院大学紀要第6集1-10頁
- Mo Hock Ke Lock Bo. (2011) *Hawai "i's Shining Star: Mun Lun School From 1911 to the Future.*Honolulu: Mo Hock Ke Lock Bo dba Mun Lun School.
- 中野克彦(2015)「「ハワイの中華文化」をめぐるポリティクスと新民族文化の創出:1940年代後半の中国系民族文化運動と民族祭」白水繁彦編『ハワイにおけるアイデンティティ表象』東京:御茶の水書房111-136頁
- 白水繁彦(1986)「ハワイ日系新聞人の適応のストラテジー」田村紀雄, 白水繁彦編『米国初期 の日本語新聞』東京: 勁草書房279-310頁
- 園田節子(2009)『南北アメリカ華民と近代中国:19世紀トランスナショナル・マイグレーション』東京:東京大学出版会
- Symonds, Percival M. (1924) The effect of attendance at Chinese language schools on ability with the English language. *Journal of Applied Psychology*, 8(4), 411-423, (Retrieved March 9, 2023, https://doi.org/10.1037/h0073101).
- 王士谷主編, 華僑華人百科全書·新聞出版卷編集委員会 (1999) 『華僑華人百科全書·新聞出版巻』 北京:中国華僑出版社

附記:本稿は科学研究費補助金の成果を含んでいる。平成23~25年度 基盤研究 (B)「多文 化社会の排除と包摂の論理:ハワイにおける文化創生をめぐる民族間交渉と戦略」研究代

表者:白水繁彦